

屋敷地に限定され、山林、河川・沼沢・野原や町場は除外される。

#### 1670（寛文10年）侍知行高および人数

侍知行高	人数（寛文10年）	明和年代
3,000~1,000 貫文	10	9
1,000~100 貫文	61	84
100~50 貫文	102	113
50~10 貫文	797	898
10~1	676	848
1貫文以下	54	95
合計 61,694 貫文	1,700	2,047

（『宮城県史』2近世82頁より）

さらに、蔵米、切米、扶持方、仏法料、役料を加えると伊達家の家臣に支払われるはずの諸手当の合計は、81,681貫文（つまり81万6,810石）以上であった。

侍身分以下の「ほんげふ あつびと」の人数は時代が下るにしたがって増えるが、4,000から6,000人の間と考えられる（ただし、これは家族人数を含まない、当主本人だけの人数である）。

#### （3）「城」・「要害」・「所」「在所拝領」

さらに、仙台藩では、大身（「大進」）家臣の一部に、特別な知行拝領形態を与えていた： 城、要害、所、及び在所拝領 → 前者3つには、在郷屋敷、家中屋敷、町場、および山林も知行の一部として含まれていた。野原や河川（狩猟場）は原則として含まれていなかった。

「城」 1ヶ所 白石城 幕府から「城」と認められた城郭を中心に、家中・足軽等の屋敷、町場、山林。

「要害」 20ヶ所 藩から「要害」として認められた施設を中心に家中・足軽等の屋敷、町場、山林。

「所」 28ヶ所 藩から「所」として認められた在郷屋敷を中心に、家中・足軽等の屋敷、町場、山林。

「在所」 21ヶ所 藩から「在所」として認められた在郷屋敷を中心に、家中・足軽等の屋敷、および山林。（佐々木慶市「仙台藩の地方知行制」〔『東北学院大学論集』歴史学・地理学第4号、1974年、54~60頁より、要害拝領などの数は、宝暦年間の状況〕。パンフレット4頁「城・要害・所・在所分布図」）

仙台藩における家格層の家臣の序列は、編制原理が異なる上記の3つの基準によって成り立っていた。天童家のような家にとっては、「準一家」の待遇をうける根拠は、家の由緒であり、その由緒の証として系図と祖先伝来の各種の文書が必要であった。しかし、天童から命からがら逃げてきた天童家にとっては、自分の家の由緒を証明することが困難であったのみならず、仙台藩天